

## 資料

## 国立久里浜養護学校の設置過程

## —「実験教育研究施設」から「養護学校」への転換—

甲賀 崇史\*・安藤 隆男\*\*

本研究では国立久里浜養護学校の設置過程に着目し、設置形態の転換に伴う目的、対象、従事者の変化とその背景を検討した。同校は重度・重複障害児を一時受託して実験教育を実施する実験教育研究施設として構想されていた。実験教育研究施設には訓練担当職員を配置するなど一部重症心身障害児施設と共通する職種の配置が予定されていた。設置形態を学校教育法に定める学校としない背景には、教育内容・方法の制約と収容の長期化による実験研究の制限があった。しかし、実験教育研究施設案は受け入れた子どもの経済保障と就学義務の履行、職員の待遇の観点から養護学校としての設置に改められた。同校の設置過程の変化は、当時の特殊教育諸学校や児童福祉施設を参考にしながら日本の重度・重複障害教育に最善の貢献をし得る機関を設置しようとした結果であるといえる。

キー・ワード：重度・重複障害 国立久里浜養護学校 設置過程

## I. はじめに

特別支援学校では在籍する児童生徒の障害の重度・重複化に応じた教育の充実が課題になっている。義務教育段階で特別支援学校に在籍し教育を受ける子どものうち、約半数が重複障害学級に在籍している（文部科学省 [2012]）。2007年の特別支援学校制度の創設は、重複障害児に対する教育の充実を目的の一つにしている。

しかし、児童生徒の障害の重度化、重複化への対応は近年に固有の課題ではない。とりわけ1960年代後半から1970年代初頭は不就学児問題や教育権利論の高揚を背景にして、これまで教育不可能とされていた障害の重い子どもが一部の学校に受け入れられはじめていた（戸崎 [1984] 70-74）。

当時の特殊教育行政における政策的対応の一

つに国立久里浜養護学校の設置がある。国立久里浜養護学校は筑波大学法案と呼ばれた1973年の国立学校設置法等の一部改正とともに設置され、約31年間にわたり重度・重複障害児に対する教育実践を行った。

国立久里浜養護学校を対象とした先行研究としては、同校の教育実践の概観（吉川 [2009]）と、保護者評価に関する報告（吉川 [2010]；[2011]）がある。

ところで、国立久里浜養護学校の設置は学校教育の義務制が実施される前であったため、必ずしも設置形態を学校教育法第一条に定める「学校」とする必要がなかった。義務教育段階にある障害の重い子どもが生活する場も学校、施設、在宅など多様であった。国立久里浜養護学校の設置においては、いかなる設置形態でどのような目標、対象、従事者を設定するのが望ましいかが問題になっていたのである。

国立久里浜養護学校の設置に関する主な資料

\* 筑波大学大学院教育研究科

\*\* 筑波大学人間系

としては「特殊教育総合研究所及び国立久里浜養護学校の施設設備を中心とした創設の記録（国立特殊教育総合研究所 [1975]）」と「国立久里浜養護学校生誕の記録（国立久里浜養護学校 [1976]）」がある。しかしながら、国立久里浜養護学校の設置構想の萌芽から設置を経て開校に至るまでの過程について縦断的に検討した資料は認められない。

そこで本研究では、国立久里浜養護学校の設置関係者が、いかなる理由でどのような学校あるいは施設を設置しようと考えたのかを明らかにすることを目的として、同校の設置の過程とその背景を検討する。

## II. 研究の方法

### 1. 分析の方法

本研究の課題を検討するための具体的な観点として、設置形態、目的、対象、従事者を設定する。設置形態の時系列的な変化とこれに伴う設置目的、対象、従事者の変化と背景について検討する。それぞれの時期に構想されていた指導内容や方法についても可能な限り言及する。

加えて同時期における文教行政および厚生行政の重度障害児者に関する制度上の規定を対照させながら検討する。具体的には、特殊教育諸学校における重複障害者等に関する処遇と重症心身障害児施設に関する処遇に着目し、設置目的、対象、従事者の観点から比較検討する。当時の養護学校や児童福祉施設の制度を国立久里浜養護学校と比較する理由は、同校の設置にあっては既に重度障害児を受け入れていた一部の学校や福祉施設を参考にしていたはずであり、設置のための法的根拠も既存の学校や児童福祉施設を定めた法令に則って吟味されたと考えられるからである。特に重症心身障害児施設は重度・重複障害児に近い実態の教育対象を收容してだけでなく、施設長が同校の設置に関する協力者会議（詳細は後述する）に出席していた点において強い関連があると考えられる。

## 2. 検討時期と資料

検討時期は、国会で国立特殊教育総合研究所の設置に関する議論がなされていた1967年から、国立久里浜養護学校が開校した1973年11月までとする。

検討資料の抽出の範囲と基準としては、上述の国立特殊教育総合研究所（1975）と国立久里浜養護学校（1976）を中心として、その他国立久里浜養護学校が発刊した資料、当時の職員が執筆した資料、文部省の報告等、国会議事録のうち、同校の設置過程が記述されたものとする。

なお本研究は現在では使用されない精神薄弱などを歴史的用語として用いる。

## III. 「実験教育研究施設」の構想

はじめに国立久里浜養護学校の変化の概要について分析の観点ごとに整理しTable 1に示した。本稿ではTable 1に沿って論を進めるものとする。

### 1. 調査協力者会議の発足と附属学校の提案

1967年（昭和42）の衆議院文教委員会では、特殊教育の対象の量的、質的拡大に対応するための施策として、科学的な研究を行う国家的な総合研究機関の設置について検討されていた（衆議院文教委員会 [1967] 13号；19号）。総合研究機関の必要性は以前から指摘されていたが、1966年（昭和41）の予算委員会で翌年の予算に総合研究機関の設置に関する調査費が計上されたことで、より具体的な構想が検討されていた。

文部省は、総合研究機関の設置に関する会議開催費として文部事務次官決裁の「特殊教育の総合的研究調査の実施について」を得て、1967年（昭和42）の7月に特殊教育総合研究調査協力者会議（以下、調査協力者会議とする）を発足させた。調査協力者会議の協力者は西谷三四郎（東京教育大学）や三木安正（東京大学）など大学教員、小池文英（整肢療護園）や小林提樹（島田療育園）など福祉施設の施設長、小杉長平（青島養護学校）や中林左近（大阪府立盲学校）など特殊教育諸学校の学校長、新聞論説委

## 国立久里浜養護学校の設置過程

Table 1 設置過程の概要

該当時期	名称	目的	対象(障害種)	対象(年齢)	対象(措置)	従事者
1967年 6月30日-	附属実験教育施設	既存の特殊教育諸学校等に研究の場を得られない重度・重複障害の分野について実験教育を行う	盲聾哑, 盲精薄, 聾精薄, 脳性まひ, 精薄, 情緒障害などのおよそ6種類	幼児段階(5歳以下), 小学校低学年段階(6歳-8歳), 小学校高学年(9歳-11歳), 中学校段階(12歳-14歳), 高等学校段階(15歳-17歳)のおよそ5段階	現に特殊教育諸学校で教育を受けている者のうち最も重い程度のもの。ただし, 教育技術開発のため研究上必要がある場合は, 軽度, 中度の障害者をも対象とする	研究員と教育職員。教育職員はケースワーカーと訓練担当職員である。訓練担当職員とは感覚訓練, 聴能訓練, 言語訓練, 機能訓練, 職能訓練, 心理治療を担当する者
1973年 9月29日	国立久里浜養護学校 (設置段階)	国立特殊教育総合研究所との相互協力の下に教育を行う	盲・精神薄弱, 聾・精神薄弱, 盲・聾・精神薄弱, 重度精神薄弱, 重度肢体不自由, 重度情緒障害	幼稚段階(5歳以下), 小学校低学年段階(6歳-8歳)	各障害の程度については, 確たる基準を定めるに至っていない。したがって「盲」や「聾」を「弱視」や「難聴」とする場合もあり, 「重度」の基準についても特段の定めをしていないが常時医療を必要とする者については, 現在の医療体制からみて受け入れが困難であること	校長, 教頭, 教諭, 養護教諭, 寄宿舎指導員, 事務職員, 技術職員
1973年 11月16日-	国立久里浜養護学校 (開校段階)	いまだ教育方法が明らかにされていないいわゆる重度・重複障害児を入学させ, 国立特殊教育総合研究所との相互協力のもとに教育を行う	盲・精神薄弱(6), 聾・精神薄弱(4), 盲・聾・精神薄弱(1), 重度精神薄弱(12), 重度肢体不自由(6), 重度情緒障害(2)	3歳(3), 4歳(5), 5歳(8), 6歳(10), 7歳(3), 8歳(1)	幼稚部段階: 在宅(7), 訓練会・施設通院(7), 特殊学校幼稚部(2), 幼稚園通園(0) 小学部段階: 就学猶予(8), 就学免除(1), 免除猶予不明(1), 特殊学校通学(1), 小学校通学(3)	校長(1), 教頭(1), 事務長(1), 教諭(15), 養護教諭(1), 寮母(3), 事職員(3)

括弧内は人数。

国立学校設置法(1973); 国立久里浜養護学校(1974a), p.1,3; 国立久里浜養護学校(1976), p.23,32,34; 文部省(1970); 文部省(1973)より作成。

員、各種研究所所長、ならびに大阪市教育委員会指導主事など28名(註1)であった(文部省[1967a])。

調査協力者会議は翌1968年(昭和43)度以降も継続して実施され、研究機関の必要性和設置の方式、機能、組織・編成、施設・設備が検討された。同会議の中で議長であった辻村泰男(お茶の水女子大学)から、大学の医学部に附属病院が不可欠であると考えられているのと同様に教育研究所にも学校を置くことが不可欠であるとの提案があった(国立久里浜養護学校[1978]1)。この発言が協力者の大方の賛成を得ることになり、後の国立久里浜養護学校が開校されることになった。

こうして国立久里浜養護学校は、後に国立特殊教育総合研究所として設置される特殊教育総合研究機関の一部として提案されたのである。

## 2. 「実験教育研究施設」構想の発足

調査協力者会議は、1968年(昭和43)の8月に特殊教育総合研究機関の設置に関する結論を

報告した。報告では研究所が学校教育の実践に結びついた実際的な研究を行うこと、既設の学校、福祉施設または医療施設等では実験研究の場とて「実験教育研究施設」を付設することが明記された(文部省[1968])(註2)。調査協力者会議は特殊教育総合研究機関の目的を学校教育への貢献としながらも、敢えて設置形態は学校教育法第一条に規定する「学校」とはしない結論を出したといえる。

それでは、調査協力者会議が特殊教育総合研究機関の教育研究の場を「学校」としなかった背景にはいかなる事情があったのだろうか。

第一に、教育内容・方法が制限されることへの懸念があった(国立特殊教育総合研究所[1975]10)。この時期の養護学校は1962(昭和37)年通達の学習指導要領に定められた教育活動が行われていたが、例えば肢体不自由養護学校の教育対象はIQ45以下の児童等については原則として教育の対象としないなど、障害が重

いは就学免除・猶予の措置をとることを前提にして教育内容が示されていた（文部省 [1967b] 11）。重複障害者に適切な教育を行うための弾力的な教育課程の編成が用意されていないため、教育内容・方法に制限があると判断されたといえる。

第二に、学校としてしまうと一度入学した児童等が研究所の実験研究面での必要性がなくなった後においてもそのまま在学を続け、実験研究に支障を与えるおそれがあった（国立特殊教育総合研究所 [1975] 10）。実験教育研究施設の役割はあくまで重度・重複障害児に対する「一時的受託研究（特殊教育総合研究所 [1975] 78-1）」であり、適切な方法が開発されしだい退所させる予定であった。

以上の理由から、後の国立久里浜養護学校は開校の約1年前まで学校とは異なる「実験教育研究施設」として構想されていた。

### 3. 「実験教育研究施設」の概要

#### (1) 「実験教育研究施設」の目的、対象、従事者

「実験教育研究施設」が具体的にいかなる目的を掲げ、どのような対象の収容と従事者を配置する予定であったのかを検討する。

特殊教育課は調査協力者会議の報告に基づいて1969年（昭和44）の予算を編成し、同年の4月に特殊教育総合研究所設置準備協力者会議（以下、準備協力者会議とする）を発足させた。準備協力者会議の協力者は議長の梅津八三（元東京大学）などの大学教員と盲・聾・養護学校および小学校の学校長、障害児者施設の施設長、行政担当者、ならびに施設を建てるための建築関係の有識者であった（文部省 [1969]）。準備協力者会議では研究所の実施体制や大学等研究機関との連携方法、研究成果の教育現場の普及と教職員研修のあり方、研究情報の管理とその運用方法、施設の種類・配置、規模・面積、建物の構造、設備の種類が検討され、1970年（昭和45）3月に結論が報告された。

Table 1の上段は「実験教育研究施設」の概要を目的、対象、従事者の観点から整理したもの

である。

同報告でまず着目できる箇所は、収容対象の障害の程度である。「実験教育研究施設」の対象は特殊教育諸学校で教育を受けている者であり、就学免除・猶予が適用されている子どもは収容の対象にならなかった。また研究上必要がある場合は軽度あるいは中度の障害者をも収容の対象とされた。重度・重複障害児に対する実験教育を目的としながらも、最も障害が重い子どもの収容は想定していなかったのである。

就学免除・猶予が適用されていた障害が重い子どもを収容の対象としなかった背景には、少なくとも実験教育研究施設の母体として構想されていた特殊教育総合研究機関の目的が関係していたと思われる。当時の特殊教育総合研究機関（註3）における目的の一つは、教育可能な重複障害児と教育不可能な重複障害児の判断に関する科学的な根拠を示すことであり、実験教育研究施設はどの程度の障害まで教育可能であるかを検証する場として機能することが期待されていた（衆議院文教委員会 [1969] 9号；参議院文教委員会 [1969] 10号）。教育可能性の判断基準を明確に定めることで、就学免除・猶予の措置を受けている子どもから教育可能な者をピックアップできると考えられていたのである（坂田 [1969] 17号）。このような事情があって、就学免除、猶予が適用された重い障害がある子どもは収容の対象から外されていた。

教育対象の障害の種類は、障害の組み合わせごとに分類した6種類が設定された。「実験教育研究施設」が特殊教育総合研究機関の研究部門に付属して設ける予定であったため（文部省 [1968]）、施設の教育対象も研究部門に対応させて併せ持つ障害の種類に分けて受け入れる予定であったといえる。

また収容対象の年齢は義務教育段階に加えて幼児部段階と高等部段階も予定していた。すなわち特殊教育諸学校にあるすべての年齢段階の子どもを受け入れる予定であった。実験教育研究施設では様々な年齢の実験教育を行う予定であったといえる。

## 国立久里浜養護学校の設置過程

従事者は研究員と教育職員の2つの職種に大別され、実験教育を担当する教育職員についてはケースワーカーと訓練担当職員の2種が配置される予定であった。

訓練担当職員とは具体的に感覚訓練、聴能訓練、言語訓練、機能訓練、職能訓練、心理治療を担当する職員であった（国立特殊教育総合研究所 [1975] 49）。なお、1970年3月には職種毎の人数が示されるとともに、実験教育を担当する職員が教育職員と訓練・心理担当職員の2種類にまとめられ、両者とも研究職に一括された。

#### (2) 「実験教育研究施設」の実施方法

実施方法は、障害の種類、程度、年齢等を勘案して、2-3人または4-6人程度のグループ（クラス）を編成し、個別指導および集団指導を併用して行う予定であった（文部省 [1970]）。また、収容期間については1-2年程度とするが、必要に応じて期間の延長を考慮するとされ、収容期間満了後は、指導の経過、今後の指導方法等を明らかにして、関係の学校、施設へと帰すものとするのが明記された。

### IV. 「実験教育研究施設」案の「養護学校」案への転換

「実験教育研究施設」案は、設置の直前にして養護学校に設置形態を転換することになる。本節では施設から学校への転換に至る過程とその背景について整理する。

#### 1. 実験教育研究施設の附属養護学校への転換

文部省は第65回国会通常国会に「文部省設置法の一部を改正する法律案」を提出した。参議院内閣委員会による附帯決議の結果原案どおり可決成立し、1971年（昭和46）の10月1日に国立特殊教育総合研究所が設置された。国立特殊教育総合研究所の設置と並行して、寄宿舎および母子宿舎の設置運営に5億4百90万円が計上され、同年の9月から実験教育研究施設の建設工事が着工された（文部省 [1972] 20）。

研究所の所内には1972年（昭和47）4月から

松原隆三（精神薄弱教育研究部長）を委員長とする附属実験教育施設準備委員会が設置され、施設設備の最終的な検討が行われていた（国立久里浜養護学校 [1976] 14）。ところが、1972（昭和47）5月頃に準備室内で設置形態の在り方が問題になり、8月頃には次の理由からこれまで構想されてきた附属実験教育研究施設案を改めて特殊教育研究所に附属する学校として設置する必要性が高まった（国立久里浜養護学校 [1976] 4）。

第一に、学校教育法第一条に定める「学校」とすれば、受け入れる子どもの就学義務の保障を実現することができた。1974（昭和49）年には東京都教育委員会が都立特殊教育諸学校の全員入学許可の方針を発表するなど、養護学校の義務制実施に向けた動きが活発であった。これらの動きを鑑みて、短期間の受け入れを想定したとしても就学義務の保障が重要と判断されたといえる。

第二に、学校とすれば就学奨励法や学校安全会法の適用など幼児児童の経済保障が可能になった。特に寄宿舎制を前提としていた同校にとっては重要であったといえる。

そして第三に、必要な職員を確保しやすいことがあった。正規の「学校」とすれば従事者は正式の教職として調整手当等がつくなど、職員の待遇面において特典があると考えられていた（岩間 [1973] 17号）

こうして、附属実験教育研究施設としての構想は、特殊教育総合研究所に附属する養護学校としての設置形態にするべきであるという見解を強めていった。

#### 2. 附属養護学校の単独設置養護学校への転換

設置形態の検討を進めるうちに、附属養護学校案は会計法上の都合でさらに一転し、国立特殊教育総合研究所から切り離された単独設置の養護学校にするべきであるとの考えが示された（国立久里浜養護学校 [1976] 4）。すなわち、制度上は一般会計に属する研究所母体が、特別会計に属する学校を附属させることは困難であっ

た。国立大学等に附属させることになっている養護学校を例外的に研究所に附属させる提案もあったが、その場合は学校教育法における正規の「学校」ではなく「各種学校」の扱いとなり、また就学期間を通算するための認定制度の新設に関する問題も生じた（国立特殊教育総合研究所 [1975] 10）。

このように、研究所内の附属実験教育施設準備委員会では実験教育研究施設案から附属養護学校案、さらには単独設置の国立養護学校案へと設置形態を転換させていった。

他方、国立特殊教育総合研究所とは別の単独養護学校としての設置を避けていたことにも理由があった。とりわけ実験教育研究施設の国立学校としての設置についての議論が交わされていた1973年（昭和48）5月の衆議院文教委員会では、仮に単独設置の養護学校としてしまうと研究所の所長と養護学校の校長が同じ国立の機関の長として立場が同等になり、所長の下に実験学施設あるいは養護学校を置いて一体的な研究を行うという目的が達成できなくなるとの反論があがっていた（高橋 [1973] 17号）。学校はあくまで研究所の指示の下で実際的な研究を実施するべきであり、両者のタイアップが円滑にいかない可能性が指摘されていたのである。

しかし、職員の待遇や児童生徒の扱いを考慮すると単独の国立学校とした方が大きい利益を得られるという理由から（岩間 [1973] 17号）、最終的に国立特殊教育総合研究所とは別機関の国立久里浜養護学校を設置するという結論に達した。

なお単独設置の際に生じる問題であった特殊

教育総合研究所と養護学校の関係に関する課題については、研究所の研究者と養護学校の校長等で連絡協議会のような組織を設けることで研究と養護学校の教育、運営を緊密にするという解決策が示されて収束した（木田 [1973] 17号）。

こうして実験施設の構想は、設置の目前に独立の養護学校に転換した。各設置形態の短所と長所を Table 2 に示した。

## V. 国立久里浜養護学校の設置と開校

国立久里浜養護学校は国立学校設置法等の一部を改正する法律によって1973年（昭和48）9月29日に「設置」されたが、入学式を挙げて実際に子どもを受け入れた「開校」は同年の11月16日であった。本節では設置から開校までの2か月弱の間に、単独設置の養護学校として掲げられた目的の下でいかなる職員を発令し、またどのように教育対象の選考が行われたのかを整理する。設置段階における国立久里浜養護学校の概要を Table 1 の中段に示した。

### 1. 国立久里浜養護学校の目的

設置段階では国立特殊教育総合研究所との相互協力の下に教育を行う養護学校であることが示された（国立学校設置法 [1973]）。開校段階では幼児及び児童の全人的発達を図り、その可能性を最大限に伸ばすために必要な教育を行うことを目的とすることが学校の基本運営方針として示された（国立久里浜養護学校 [1974a] 1）。

実験教育研究施設の段階で示されていた「実験教育」という用語は消え、研究による方法の開発というよりも児童を中心とした教育の実践という意味合いが強くなったといえる。

Table 2 各設置形態における長所と短所

	附属実験教育研究施設	特殊教育総合研究所に附属する養護学校	国立久里浜養護学校
長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法第一条に定める「学校」として教育内容・方法を拘束されない</li> <li>・研究上必要なくなった子どもがそのまま在籍を続けて実験研究に支障を与えることがない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の就学義務を履行できる</li> <li>・就学奨励法や学校安全会法を適用できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の就学義務を履行できる</li> <li>・就学奨励法や学校安全会法を適用できる</li> <li>・施設整備費等を特別会計として計上できる</li> </ul>
短所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の就学義務を履行できない</li> <li>・就学奨励法や学校安全会法を適用できない</li> <li>・必要な職員の確保が困難である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計法上は一般会計に属する研究所母体が、特別会計に属する学校を附属させることができない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊教育総合研究所の所長と国立久里浜養護学校の校長の立場が同等になり、所長の指導下で研究所の実際的な研究を行わなくなる可能性がある</li> </ul>

## 国立久里浜養護学校の設置過程

## 2. 入学者選考における対象の変化

国立久里浜養護学校は1973年10月1日に入学推薦依頼を都道府県教育委員会および関係機関に公示し、2次にわたる選考会議が実施された(国立久里浜養護学校[1976]32)。同校が公示した募集要項は、実験教育研究施設段階で予定されていた対象と比較すると次の2点の変更がなされた。

第一に教育対象の年齢について、実験教育研究施設段階では幼稚部段階から高等部段階までが予定されていたが、国立久里浜養護学校設置後では幼稚部と小学部の低学年のみが募集された(註4)。入学募集を幼稚部と小学部のみに限定した背景には、少なくとも親から引き離して寄宿舎生活を送らせることに対する懸念があった。国立久里浜養護学校の初代校長である藤原正人は、親子分離の問題があるので地元の学校にできるだけ受け入れられるようにしていくこと、そのために受け入れた子どもに処方箋をつけて地元へ帰す努力が必要であると考えていた(藤原[1974a]8-14)。また、個々の児童に対する教育方法が明確になった場合や在学することが本人にとって幸福と利益をもたらすものではないと判断された場合は、関係都道府県の教育委員会と協議して慎重な善後策を講じるべきであると考えていた(藤原[1974b]82-85)。幼い段階で親元を離れることが必ずしも望ましくないと考えられていた一方で、早期に教育方法を開発することができればその後は地域の学校で適切な教育が受けられるため、幼稚部と小学部

の低学年に教育対象を限定していたといえる。教育方法が見つかり次第地元へ帰すという考えは実験教育研究施設段階における一時受託研究の考えを継承しているともいえる。

第二に、国立久里浜養護学校に受け入れる障害の種類として、「脳性まひ」が「重度肢体不自由」に改められ、「精神薄弱」や「情緒障害」に「重度」という言葉が加えられ、それぞれ「重度精神薄弱」、「重度情緒障害」に改められた。重度の障害をもつ子どもを受け入れの対象にしていることをより強調したといえる。

## 3. 入学志願者と入学者の実態

入学者の定員、入学志願者の状況および入学者について整理しTable 3に示した。

同校の入学志願者は入学定員を4倍程度上回る111名であった。入学者定員は障害の種類毎に均一に割り振られていたため倍率に大きな差異が生じた。とりわけ障害の発生率が低い「盲・聾・精神薄弱」の志願者はわずか1名であったのに対して、「重度肢体不自由」と「重度精神薄弱」の志願者は極めて多く、両者の入学志願者の総計は全志願者の6割以上を占めた。「重度情緒障害」は2名のみを受け入れたため、最も倍率が高かった。

障害の程度は、募集段階では明確な基準が示されず、「重度」の基準についても特に規定がなかった(国立久里浜養護学校[1976]23)。常時医療を必要とする者は受け入れ困難であることが予め募集要項に明記されていたが、全志願者のうち「常時医療処置を必要としたり、その

Table 3 入学選考における定員、志願者、入学者

	重肢	情緒	盲聾精	盲精	聾精	重精	合計
入学定員	6	6	6	6	6	6	36
志願者(A)	31(27.9%)	20(18.0%)	1(0.9%)	10(9.0%)	8(7.2%)	41(36.9%)	111
入学者(B)	6(20.0%)	2(6.7%)	1(3.4%)	5(16.7%)	4(13.3%)	12(40%)	30
倍率(A/B)	5.1	10	1	2	2	3.4	3.7

括弧内は合計に占める割合。  
国立久里浜養護学校(1976), p. 32, 34より作成。

おそれがあり医療的要注意のもの」あるいはそれに近い程度の者が3割程度を占めた（国立久里浜養護学校 [1976] 33）。選考によって受け入れた子どもの中には脳波異常による発作のため服薬をしている者が8名いたが、濃厚な医療的処置が必要な子どもは含まれなかった（国立久里浜養護学校 [1976] 35-42）。就学免除や猶予が適用され公立の特殊教育学校に入学できなかった児童を受け入れた一方で、常態的に医療的ケアが必要な重度の障害児は対象から外したといえる。

#### 4. 教員の任命

国立久里浜養護学校は1973年（昭和48）の4月に設置される予定であったが1972年（昭和47）12月まで設置形態の議論が続いたため、設置予定の年度が始まった後も国立学校設置法の改正を待つことになった。しかし研究所内では既に学校としての設置の方向性に定まっていたので、1972年（昭和47）2月には所内に養護学校準備室が設置され初代校長予定者であった藤原正人企画室長が具体的な開校準備の事務が進めていた（国立久里浜養護学校 [1976] 4）。

教員を確保するためには新年度人事が行われる2月から3月中に地域を回って候補者の内定をしておく必要があった。学校の設置前の段階で職員を配置することはできないため、研究所研究員の未充足定員を借りて、小口勝美（東京教育大学附属大塚養護学校）、志村太喜彌（山

梨県立盲学校）、大内満（東京都立王子養護学校）らを発令し法案可決前の人材を確保したが、その他は各県の教育委員会の余剰の人員として確保することになった（藤原 [1981] 143-152）。国立学校の設置法が改正される前の段階、すなわち国会での法案可決と国立久里浜養護学校の設置が確定する以前の段階から人材の確保が行われたといえる。Table 4は国立久里浜の開校までに着任した教員である。前勤務先は特殊教育諸学校、小・中学校、福祉施設であった。また教職等経験年数は初任から25年以上までと幅広く、どの教室も概ね10年以上の教職等経験年数のある教員が主任として配置された。

省令の組織運営規則で定められた職種は校長、教頭、教諭、養護教諭、寄宿舎指導員、事務職員、技術職員であった（文部省 [1973]）。実験教育研究施設段階で予定されていた訓練担当職員は配置されなかった。

#### VI. 重症心身障害児施設と養護学校との制度比較

重症心身障害児施設および養護学校について定めた法令等を実験教育研究施設および国立久里浜養護学校と対照させて検討する。実験教育研究施設は児童福祉施設を念頭においた構想だったのだろうか。国立久里浜養護学校は法的根拠こそ学校教育法にあったが、養護学校教育の義務制実施前に重度・重複障害児を受け入れ

Table 4 開校時における教員の所属、教職経験年数、前勤務先

所属	教職等経験年数	前勤務先	所属	教職等経験年数	前勤務先
校長	26年5ヵ月	国立特殊教育総合研究所	第2教室主任	8年7ヵ月	青森県立弘前養護学校
教頭	25年11ヵ月	国立特殊教育総合研究所	第6教室	4年7ヵ月	宮城教育大学教育学部附属養護学校
教務主事	18年4ヵ月	国立特殊教育総合研究所	第6教室	3年7ヵ月	広島県立福山養護学校
第3教室主任	23年7ヵ月	国立特殊教育総合研究所	第1教室	3年7ヵ月	青森県立八戸養護学校
第4教室主任	18年7ヵ月	東京教育大学附属盲学校	第5教室	0年0ヵ月	横浜市おおとり園
第1教室主任	15年7ヵ月	栃木県南那須町立荒川中学校	第2教室	3年3ヵ月	国立特殊教育総合研究所
第6教室主任	15年7ヵ月	福島県立相馬養護学校	第4教室	5年7ヵ月	小さき花の園
第5教室主任	15年7ヵ月	横浜市立ろう学校	第6教室	1ヵ月	神奈川県
第3教室	11年7ヵ月	福島大学教育学部附属小学校	養護教諭	1ヵ月	横浜市朝倉病院

国立久里浜養護学校(1974b), p.6-7より作成.



国立久里浜養護学校の設置過程

た学校として何らかの独自性はあったのだろうか。

当時の重症心身障害児施設、養護学校、実験教育研究施設、国立久里浜養護学校を目的、対象、従事者の観点から整理し Table 5 に示した。

1. 目的

重症心身障害児施設の目的は1963年（昭和38）通達で重症心身障害児を「施設に入所させる」こと、「医学的管理の下に適切な療育を行う」こと、「福祉を図ること」の3点が示された（厚

生省 [1963]）。1967年（昭和42）には児童福祉法の改正に伴い療育の具体的な内容として「治療及び日常生活の指導」が目的として明記された（児童福祉法 [1967]）。

実験教育研究施設の目的は「実験教育」が、国立久里浜養護学校は「教育」であったため、重症心身障害児施設の目的と実験教育研究施設および国立久里浜養護学校の目的は異なっていた。

Table 5 国立久里浜養護学校の設置過程の時期における重症心身障害児施設及び養護学校との比較

	重症心身障害児施設	附属実験教育研究施設	国立久里浜養護学校	養護学校
目的	...入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設とする	既存の特殊教育諸学校等に研究の場を得られない重度・重複障害の分野について実験教育を行う	重度・重複障害児を入学させ、国立特殊教育総合研究所との相互協力のもとに教育を行う	...幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする
対象	1. 高度の身体障害があつてリハビリテーションが著しく困難であり、精神薄弱を伴うもの。ただし、盲またはどうあのみと精神薄弱が合併したものを除く 2. 重度の精神薄弱があつて、家庭内療育はもとより重度の精神薄弱を収容する精神薄弱児施設において集団生活指導が不可欠と考えられるもの。 3. リハビリテーションが困難な身体障害があり、家庭内療育はもとより肢体不自由児施設において療育することが不適当と考えられるもの	現に特殊教育諸学校で教育を受けている者のうち最も重い程度のもの  ただし、教育技術開発のため研究上必要がある場合は、軽度、中度の障害者をも対象とする	各障害の程度については、確たる基準を定めるに至っていない  「盲」や「聾」を「弱視」や「難聴」とする場合もあり、「重度」の基準についても特段の定めをしていないが常時医療を必要とする者については、現在の医療体制からみて受け入れが困難である	白痴、重症痴愚、重症脳性まひ、現在進行中の精神疾患、脳疾患その他これらと同程度の高度の障害を有するかまたは二つ以上の障害を有し総合するとその程度が高度になるものなど盲学校、聾学校または養護学校における教育にたえることができないと認められる者については、そお障害および程度に応じて就学の猶予または免除を考慮すること
従事者	医療法に規定する病院として必要な職員、児童指導員、保母、心理指導を担当する職員及び理学療法又は作業療法を担当する職員  ・医療法に規定する病院として必要な職員とは、医師、看護師、薬剤師等をさす ・心理指導を担当する職員とは、児童に対する指導を心理的観点から専門的に行う職員をさす ・理学療法または作業療法を担当する職員とは、理学療法等の機能訓練を行う職員をさす。理学療法士又は作業療法士を原則とするが、あん摩、マッサージ、指圧師等の職員がこれを担当してもよい	研究員と教育職員  ・教育職員はケースワーカーと訓練担当職員をさす ・訓練担当職員とは感覚訓練、聴能訓練、言語訓練、機能訓練、職能訓練、心理治療を担当する者をさす	校長、教頭、教諭、養護教諭、寄宿舎指導員、事務職員、技術職員	校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員  ・ただし特別の事情があるときは事務職員を置かないことができる

児童福祉法(1967)；国立久里浜養護学校(1974a), p.1,3；国立久里浜養護学校(1976), p.23；厚生省(1963)；厚生省(1969a)；厚生省(1969b)；文部省(1961)；文部省(1962)；文部省(1970)より作成。

## 2. 職員

重症心身障害児施設の職員は「医療法に規定する職員のほか、心理判定員、児童指導員、保母、心理療法および家庭指導（相談事業）を担当する職員」であった（厚生省 [1963]）。また1969年（昭和44）の5月には児童福祉施設最低基準が改正され、職員に「理学療法又は作業療法を担当する職員」を配置することが義務付けられた（厚生省 [1969a]）。8月には理学療法または作業療法を担当する職員とは「理学療法等の機能訓練を行う職員」であり、理学療法士又は作業療法士を原則とすることが示された（厚生省 [1969b]）。

重症心身障害児施設に「機能訓練を担当する職員」の配置が義務付けられた1969年（昭和44）と同年に概要が示された実験教育研究施設では、教育職員として機能訓練を含む「訓練担当職員」を配置することが構想されていた。したがって、実験教育研究施設段階における職員は、専任で訓練を担当する職員を配置しようとしていた点において、重症心身障害児施設の職種と近いものがあったといえる。

国立久里浜養護学校は基本的に学校教育法に定められた職種と同様であったが、教員とは別に看護師が常勤で定員化していた点に大きな違いがあった。これは当時の他の学校の教員組織にはみられない試みであり、国立久里浜養護学校の大きな特徴の1つと考えられていた（田原 [1973] 68-69）。

## 3. 対象

重症心身障害児施設の収容対象は制度的に確立する前の段階から医学的管理の下に行われることが前提であった。「高度の身体障害」があり「重度の精神薄弱」がある者で、障害の程度に下限はなかった。

他方、当時の養護学校では1962年（昭和37）の学校教育学校法等の一部改正で示された就学基準が適用されていた。白痴、重症痴愚、重症の脳性小児まひなど養護学校の教育にたえることができないと判断された者は就学の免除または猶予が考慮されていた（文部省 [1962]）。

実験教育研究施設段階で予定されていた教育対象は現に特殊教育諸学校で教育を受けている程度の者であったことから、白痴、重症痴愚、重症の脳性小児まひの子どもの収容は想定されていない。しかし国立久里浜養護学校では常時医療を必要とする子どもを入学対象から外す一方で就学免除や猶予を受けている子どもを受け入れていた。したがって、設置から開校段階における教育の対象は、重症心身障害児施設と当時の養護学校で定められていた基準との中間程度の障害の子どもを入学させたといえる。

以上をまとめると、実験教育研究施設段階では目的を独自に「実験教育」とし、対象は当時の養護学校と同様であったが、職員は重症心身障害児施設と一部共通するものがあつた。また国立久里浜養護学校の設置段階では、目的は学校教育法に定める「学校」に準じていたが職員は看護師を常勤化している点が独自であり、対象は重症心身障害児施設と養護学校の中間程度の子どもを予定していたといえる。

ただし、当時は重度・重複障害児に対する学校教育と児童福祉施設の境界は今日よりも緩慢であったことを考慮する必要がある。同校の設置準備が行われていた1970年前後は、施設で実施されている教育的措置の実践経験を尊重して、施設の処遇を学校教育として認めるべきとの指摘があつた（渡辺 [1971] 99）。重症心身障害児施設の目的である治療及び日常生活の指導を教育と認めることで、就学免除・猶予から外すことができるとする考えもあつた。また不就学児問題を抱えていた文教行政においても、1971年（昭和46）の学習指導要領の改訂で「養護・訓練」が新たな領域として設定されたことで、福祉施設や医療機関において養護・訓練的な指導をすることが学校教育として認めることができるとの考えもあつた（寒川 [1971] 19）。特殊教育における就学猶予・免除問題と福祉施設の収容者の重度化が進行し、なにももって学校教育とするかが揺れている状況下にあつたことを考慮する必要があるといえる。

## 国立久里浜養護学校の設置過程

## VII. おわりに

国立久里浜養護学校は、重度・重複障害児を一時受託して研究所の各研究部門の下で実験教育を実施し成果を検証する、「実験教育研究施設」として構想されていた。障害の重い子どもが制度上は教育の対象外であった当時、障害児者関係の有識者は「実験教育研究施設」の目的を学校教育への貢献としながらも学校教育法に定める学校としての設置形態を避けることで訓練担当職員を配置し、教育内容・方法を制限されない実験研究の場を設けようと考えていた。

他方、設置の直前に「実験教育研究施設」案を養護学校の設置形態に転換させた背景には、受け入れた子どもの就学義務の履行と経済保障、職員に対する待遇への配慮があった。また、重度・重複障害児の実態との関連で想定していた子どもよりも障害が重く、肢体不自由と精神薄弱のある子どもを多く受け入れることになった。

国立久里浜養護学校の設置が検討されていた時期は、文教行政で養護学校教育の義務制実施に向けた整備が進められつつある一方で、厚生行政では重症心身障害児施設等の児童福祉施設が制度的には確立していた。

同校の設置過程の変化は、両者の有識者に協力を求め、それぞれの制度上の規定を参考にしながら、日本の重度・重複障害教育に最善の貢献をし得る機関を設置しようとした結果であるといえるだろう。

## 註

- 1) 協力者は議長を除き「研究機関部会」と「基本施策部会」のいずれかに所属した。「基本施策部会」は任期のある協力者もいたため、実際はこれより少ない時期もあった。
- 2) ただし1971年には「重度・重複の障害児については国において教育を行うことが肝要であるから…」という表現が使われている(初中局特殊教育課[1971] 60-65)。
- 3) 「特殊教育総合研究機関」のほかに「特殊教育(の)総合センター」、「特殊教育総合研究所(仮)」などの表記があった。

- 4) 開校直後から中学部設置の問題についても認識されている(藤原[1974a] 8-14)。

## 文献

- 児童福祉法(1967)児童福祉法を一部改正する法律. 昭和42年法律第111号.
- 藤原正人(1974a)重度・重複障害教育の現場から-国立久里浜養護学校-. 両親の集い, 8-14.
- 藤原正人(1974b)国立久里浜養護学校の設置と運営について. 教育と医学, 12, 82-85.
- 藤原正人(1981)記録に残しておきたい話題その3久里浜養護学校設立の思い出.(財)心身障害児教育財団 特殊教育三十年の歩み 戦後を支えた人と業績, 143-152.
- 岩間英太郎(1973)衆議院文教委員会. 国会議事録 17号, 昭和48年5月11日.
- 木田宏英太郎(1973)衆議院文教委員会. 国会議事録 17号, 昭和48年5月11日.
- 国立学校設置法(1973)国立学校設置法等の一部を改正する法律(抄). 昭和48年法律第103号.
- 国立久里浜養護学校(1974a)教育第1・2年報. 1. Ibid., 3.
- 国立久里浜養護学校(1974b)学校要覧. 6-7.
- 国立久里浜養護学校(1976)国立久里浜養護学校生誕の記録. 4. Ibid., 14.
- Ibid., 23.
- Ibid., 32.
- Ibid., 33.
- Ibid., 34.
- Ibid., 35-42.
- 国立久里浜養護学校(1978)久里浜の教育. 1.
- 国立特殊教育総合研究所(1975)国立特殊教育総合研究所及び国立久里浜養護学校の施設設備を中心とした創設の記録. 10. Ibid., 49.
- Ibid., 78-1.
- 厚生省(1963)重症心身障害児の療育について(通達)別紙 重症心身障害児施設入所対象者選定基準. 厚生省発児第149号.
- 厚生省(1969a)児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令.
- 厚生省(1969b)児童福祉施設最低基準の一部を改正について. 厚発 第563号-22.
- 文部科学省(2012)特別支援教育資料(平成23年

- 度). 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課.  
 文部省 (1961) 学校教育法一部改正. 昭和三十六年十月三十一日法律第百六十六号.  
 文部省 (1962) 学校教育法および同法施行令の一部改正に伴う教育上特別な取り扱いを要する児童・生徒の教育的措置について.  
 文部省 (1967a) 特殊教育の総合的研究調査の実施について. 昭和42年7月3日文部事務次官決裁.  
 文部省 (1967b) 養護学校小学部, 中学部学習指導要領肢体不自由教育編解説. 社会福祉法人日本肢体不自由児教会. 11.  
 文部省 (1968) 特殊教育総合研究機関の設置および特殊教育の基本的な施策のあり方について (報告).  
 文部省 (1969) 特殊教育総合研究所設置の準備について. 昭和44年4月19日文部事務次官決裁.  
 文部省 (1970) 特殊教育総合研究所の運営および建設のあり方について (報告).  
 文部省 (1972) 国立特殊教育総合研究所の整備. 文部時報, 4, 20.  
 文部省 (1973) 国立久里浜養護学校組織運営規則. 文部省令第22号.  
 坂田道太 (1969) 参議院文教委員会. 国会議事録 17号, 昭和44年06月17日.  
 寒川英希 (1971) 特殊教育の今後の課題-中教審の答申をめぐって-. 文部時報, 9, 19.  
 参議院文教委員会 (1969) 国会議事録 10号. 昭和44年04月17日.  
 初中局特殊教育課 (1971) 紹介 国立特殊教育総合研究所. 文部時報, 60-65.  
 衆議院文教委員会 (1967) 国会議事録 13号. 昭和42年6月7日.  
 衆議院文教委員会 (1967) 国会議事録 19号. 42年7月2日.  
 衆議院文教委員会 (1969) 国会議事録 9号. 昭和44年04月02日.  
 田原照之 (1973) 時の話題 国立久里浜養護学校の設立. 特殊教育季刊 3, 68-69.  
 高橋繁 (1973) 衆議院文教委員会. 国会議事録 17号, 昭和48年5月11日.  
 戸崎敬子 (1984) 権利としての障害児教育の確立と重複障害児教育-1967~73年-. 平野日出男・川添邦俊・戸崎敬子 著 重複障害児の教育. 青木書店, 70-74.  
 渡辺 実 (1971) 精神薄弱児収容施設と義務教育. 精神薄弱者白書-1971年版-. 日本文化科学社, 99.  
 吉川明守 (2009) 重度・重複障害児教育に関する研究: 国立久里浜養護学校の教育実践について. 新潟青陵大学短期大学部研究報告, 39, 139-152.  
 吉川明守 (2010) 重度・重複障害教育に関する研究: 国立久里浜養護学校の教育実践に対する保護者の評価について. 新潟青陵大学短期大学部研究報告, 40, 1-13.  
 吉川明守 (2011) 重度・重複障害教育に関する研究: 国立久里浜養護学校の教育実践に対する保護者の評価について (第2報). 新潟青陵大学短期大学部研究報告, 41, 61-75.

**Process of Setting Up The National KURIHAMA School  
— Change from “The Research Facility for Experimental Education” to “School for Handicapped” —**

**Takashi KOHGA and Takao ANDO**

The purposes of the present study were to review the setting up The National KURIHAMA School in terms of objective, children, and engaged person. The National KURIHAMA School was designed to take in children with severe and multiple handicapped in a short time, named “Jikken Kyoiku Kenkyu Shisetsu (The Research Facility for Experimental Education)”. This facility was similar to welfare intuition for severely-retarded children in that staff trainer. The reason for avoiding School and setting Research Facility was the concern of restriction of educational contents and research owing to taking in children prolonged. However, “Jikken Kyoiku Kenkyu Shisetsu” was changed to School for handicapped for a reason of secure learning opportunity and expense of children and working conditions of staffs. The process of setting The National KURIHAMA School was result of using schools for handicapped and welfare intuition as a reference and intending to contribute actively to education for children with severe and multiple handicapped.

**Key words:** severe and multiple handicapped, The National KURIHAMA School, set up school

---

\* Master’s Program in Education, University of Tsukuba

\*\* Faculty of Human Sciences , University of Tsukuba